

令和 5 年 第 3 回 定 例 会 ( 9 月 議 会 )

福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 所 管 事 項 關 係 ——

令 和 5 年 9 月 1 1 日

健 康 福 祉 部

# 目 次

## ◎ 所管事項関係

1	令和5年度政策等評価の実施状況について【共通資料（別冊）】		
2	健康福祉部所管の計画等について		
	・ 令和5年度に策定する計画等について	(健康福祉部)	1
	・ 第3期秋田県地域福祉支援計画	(地域・家庭福祉課)	2
	・ 秋田県第9期介護保険事業支援計画・第10期老人福祉計画	(長寿社会課)	3
	・ 第7期秋田県障害福祉計画・第3期秋田県障害児福祉計画	(障害福祉課)	4
	・ 第2期秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画	(障害福祉課)	5
	・ 第3期健康秋田21計画	(健康づくり推進課)	6
	・ 第2期秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画	(健康づくり推進課)	7
	・ 第4期秋田県がん対策推進計画	(健康づくり推進課)	8
	・ 第4期秋田県医療費適正化計画	(国保医療室)	9
	・ 第3期秋田県国民健康保険運営方針	(国保医療室)	10
	・ 秋田県感染症予防計画	(保健・疾病対策課)	11
	・ 秋田県医療保健福祉計画	(医務薬事課)	12
	・ 秋田県外来医療計画	(医務薬事課)	13
	・ 秋田県循環器病対策推進計画	(医務薬事課)	14
	・ 地方独立行政法人秋田県立病院機構第4期中期目標	(医務薬事課)	15
	・ 秋田県医師確保計画	(医療人材対策室)	16
3	南部老人福祉総合エリア老人専用マンションの用途廃止について	(長寿社会課)	17



健康福祉部所管の計画等について

課室名：地域・家庭福祉課

<b>名 称</b>		<b>第3期秋田県地域福祉支援計画</b> 計画期間：令和6年度～11年度（6年間） 根拠法令：社会福祉法	
<b>概 要</b>	<b>策定趣旨</b>	社会福祉法に基づき、第2期秋田県地域福祉支援計画（平成30年度～令和5年度）における現状と課題を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、市町村による各地域の実情に合わせた地域福祉推進の取組を促進するため、県として今後目指していく地域福祉の姿や市町村への支援の方向性等を定める。	
	<b>基本理念 ・方針</b>	基本理念：ともに支え合い ともに創る 地域共生社会の実現 ○地域福祉を推進する体制づくり ○共に支え合う地域づくり ○地域福祉を支える人づくり ○福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり	
	<b>主な施策 の構成案</b>	○ <b>地域福祉を推進する体制づくり</b> ・市町村の地域福祉計画策定等への支援 ・包括的な支援体制の構築に向けた支援  ○ <b>地域福祉を支える人づくり</b> ・福祉に対する理解と参加の促進 ・福祉人材の確保・育成の推進	○ <b>共に支え合う地域づくり</b> ・地域住民の参加による地域福祉の推進 ・誰もが安心して暮らせる社会づくり  ○ <b>福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり</b> ・生活困窮者自立支援の推進 ・権利擁護の推進 ・福祉サービスの質の向上
<b>策定のポイント</b>		第2期計画策定以降、地域住民が抱える課題はさらに複雑化・複合化する中で、地域共生社会を取り巻く状況は変化しており、地域共生社会の基盤強化が不可欠となっている。また、社会福祉法等の地域福祉に関連するさまざまな法改正が行われている。それらを踏まえて、本計画を策定する。	
<b>スケジュール</b>		令和5年10月 ・第2回秋田県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施 令和6年 1月 ・第3回秋田県社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会 1月 ・秋田県社会福祉審議会で計画（案）の協議 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・計画策定	

健康福祉部所管の計画等について

課室名：長寿社会課

<p>名 称</p>	<p>秋田県第9期介護保険事業支援計画・第10期老人福祉計画                  計画期間：令和6年度～8年度（3年間）                  根拠法令：介護保険法、老人福祉法</p>																						
<p>概 要</p>	<p>策定趣旨</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための「介護保険事業支援計画」と県の高齢者福祉施策の基本指針となる「老人福祉計画」とを一体的に策定するものである。</p>																					
	<p>基本理念 ・方針</p>	<p>【基本理念】                  急激な人口構造の変動の中にあっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人との関わりを維持しながら、その有する能力に応じて、自分らしい生活を営むことができる持続可能な社会の実現を目指す。                  【基本方針】                  ・地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現                  ・介護人材の確保・育成と介護現場の革新                  ・介護保険制度の安定性・持続可能性の確保</p>																					
	<p>主な施策 の構成案</p>	<table border="0"> <tr> <td>第1章 計画の基本的な考え方</td> <td>第6章 介護人材の確保・育成と介護現場の革新</td> </tr> <tr> <td>第2章 高齢者の現状と将来推計</td> <td>第7章 介護保険制度の安定性・持続可能性の確保</td> </tr> <tr> <td>第3章 介護保険サービスの現状</td> <td>第8章 サービス量の見込み</td> </tr> <tr> <td>第4章 計画の基本目標と施策の柱</td> <td>第9章 計画の推進</td> </tr> <tr> <td>第5章 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現</td> <td></td> </tr> </table>	第1章 計画の基本的な考え方	第6章 介護人材の確保・育成と介護現場の革新	第2章 高齢者の現状と将来推計	第7章 介護保険制度の安定性・持続可能性の確保	第3章 介護保険サービスの現状	第8章 サービス量の見込み	第4章 計画の基本目標と施策の柱	第9章 計画の推進	第5章 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現												
第1章 計画の基本的な考え方	第6章 介護人材の確保・育成と介護現場の革新																						
第2章 高齢者の現状と将来推計	第7章 介護保険制度の安定性・持続可能性の確保																						
第3章 介護保険サービスの現状	第8章 サービス量の見込み																						
第4章 計画の基本目標と施策の柱	第9章 計画の推進																						
第5章 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現																							
<p>策定のポイント</p>	<p>計画期間中の2025年に団塊の世代全員が75歳以上となる。また、中長期的に見ると、今後、85歳以上人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。特に本県は、全国で最も生産年齢人口の減少幅が大きくなると予想されていることから、2040年を見据えた中長期的な人口構造の変化を踏まえて、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの推進、介護人材の確保等を図るための施策や目標を優先順位を検討した上で計画に定めることが重要である。</p>																						
<p>スケジュール</p>	<table border="0"> <tr> <td>令和5年</td> <td>9月</td> <td>・介護サービス見込量等の推計（令和6年3月までに複数回実施）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月</td> <td>・介護人材推計（令和6年3月までに複数回実施）、市町村ヒアリング</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11月</td> <td>・厚生労働省ヒアリング、高齢者対策協議会への説明・協議（第2回：素案）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>1月</td> <td>・高齢者対策協議会への説明・協議（第3回：計画案）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2月</td> <td>・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月</td> <td>・計画策定</td> </tr> </table>		令和5年	9月	・介護サービス見込量等の推計（令和6年3月までに複数回実施）		10月	・介護人材推計（令和6年3月までに複数回実施）、市町村ヒアリング		11月	・厚生労働省ヒアリング、高齢者対策協議会への説明・協議（第2回：素案）		12月	・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施	令和6年	1月	・高齢者対策協議会への説明・協議（第3回：計画案）		2月	・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）		3月	・計画策定
令和5年	9月	・介護サービス見込量等の推計（令和6年3月までに複数回実施）																					
	10月	・介護人材推計（令和6年3月までに複数回実施）、市町村ヒアリング																					
	11月	・厚生労働省ヒアリング、高齢者対策協議会への説明・協議（第2回：素案）																					
	12月	・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施																					
令和6年	1月	・高齢者対策協議会への説明・協議（第3回：計画案）																					
	2月	・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）																					
	3月	・計画策定																					

健康福祉部所管の計画等について

課室名：障害福祉課

<b>名 称</b>		<p><b>第7期秋田県障害福祉計画・第3期秋田県障害児福祉計画</b></p> <p>計画期間：令和6年度～8年度（3年間）</p> <p>根拠法令：障害者総合支援法、児童福祉法</p>	
<b>概 要</b>	<b>策定趣旨</b>	<p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、今後3年間の障害福祉施策に関する基本的事項を定める。</p> <p>※障害者基本法に基づく秋田県障害者計画（令和3～8年度）と一体的に策定しており、その一部を改変するもの。</p>	
	<b>基本理念 ・方針</b>	<p>○全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す</p> <p>○障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とする。</p>	
	<b>主な施策 の構成案</b>	<p>○障害福祉サービス等の見込み量</p> <p>○福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所者の地域生活移行者数</li> <li>・施設入所者の減少</li> </ul> <p>○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数</li> <li>・精神病床における1年以上長期入院患者数</li> </ul> <p>○地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点の整備</li> </ul>	<p>○福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設を通じた一般就労移行者数</li> <li>・就労定着支援事業の利用者数</li> </ul> <p>○障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの設置</li> <li>・医療的ケア児の支援</li> </ul> <p>○相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置</li> <li>・自立支援協議会の体制の確保 等</li> </ul>
<b>策定のポイント</b>	<p>国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方や目標に即し、本県の実情を踏まえて策定する。</p>		
<b>スケジュール</b>	<p>令和5年 1 1月 ・第1回秋田県障がい者総合支援協議会</p> <p>          1 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施</p> <p>令和6年  1 1月 ・第2回秋田県障害者施策推進審議会</p> <p>                  2月 ・第2回秋田県障がい者総合支援協議会</p> <p>                  2 月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）</p> <p>                  3 月 ・計画策定</p>		

健康福祉部所管の計画等について

課室名：障害福祉課

<p>名 称</p>	<p><b>第2期秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画</b>                  計画期間：令和6年度～11年度（6年間） 少なくとも3年ごとに計画に検討を加え、必要に応じて見直しを行う。                  根拠法令：ギャンブル等依存症対策基本法</p>	
<p>概 要</p>	<p><b>策定趣旨</b></p>	<p>ギャンブル等依存症対策基本法に基づき策定した、第1期秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画（令和3年度～5年度）における現状と評価を踏まえ、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定する。</p>
	<p><b>基本理念 ・方針</b></p>	<p>○当事者、家族がギャンブル等依存症の発症、進行及び再発のどの段階にあっても適切な支援が受けられる体制を構築する。                  ○アルコールや薬物依存との関連や、多重債務、生活困窮、家庭内不和、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症に関連して生ずる問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関連する施策との有機的な連携を図る。</p>
	<p><b>主な施策 の構成案</b></p>	<p>○重点目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年に対する正しい知識の普及と理解の促進</li> <li>・ギャンブル等依存症に対応可能な医療機関の基盤整備</li> <li>・再発予防に向けた、支援者間での連携体制の構築</li> </ul> <p>○基本的な方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 普及啓発の強化                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の年齢層に応じた啓発活動の展開</li> </ul> </li> <li>2 相談支援体制の強化                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の周知と、支援者の知識や技術の習得</li> </ul> </li> <li>3 治療体制の充実                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・依存症治療拠点機関や専門医療機関との協力による医療従事者の人材育成</li> </ul> </li> <li>4 切れ目のない回復支援体制の強化                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の役割の明確化と相互理解</li> </ul> </li> <li>5 連携体制の強化                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者や家族を支援につなぐための共通認識の醸成</li> </ul> </li> </ol>
<p><b>策定のポイント</b></p>	<p>国の「第2期ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和4年度～6年度）」の考え方や留意点のほか、計画策定に向け設置した秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会での議論を通じて、第1期計画における成果や課題等を把握し、その実情を踏まえて策定する。</p>	
<p><b>スケジュール</b></p>	<p>令和5年 9月 ・第2回秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会                  12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施                  令和6年 1月 ・第3回秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会                  2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）                  3月 ・計画策定</p>	

健康福祉部所管の計画等について

課室名：健康づくり推進課

<p>名 称</p>	<p><b>第3期健康秋田21計画</b>                  計画期間：令和6年度～17年度（12年間）                  根拠法令：健康増進法、秋田県健康づくり推進条例</p>
<p>概 要</p>	<p><b>策定趣旨</b>                  県民が健康上の問題で日常生活を制限されることなく、生きがいや豊かさを感じ暮らせるためには、生活習慣の改善等による健康寿命の延伸が重要であることから、個人の行動変容や社会環境の充実などの健康寿命延伸に向けた取組を効果的に推進できるよう、本計画を策定する。</p>
	<p><b>基本理念・方針</b>                  個人の行動変容と健康状態の改善、社会環境の充実、ライフステージごとの特有の健康づくり</p>
	<p><b>主な施策の構成案</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人の行動変容と健康状態の改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養・食生活、身体活動・運動、たばこなど、本県特有の健康課題と関連の深い生活習慣の改善</li> <li>・こころの健康、フレイル予防等を通じた心身の健康状態の改善のための取組の推進</li> </ul> </li> <li>○社会環境の充実                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティや就労、ボランティア、通いの場といった社会活動への参加の促進</li> <li>・食事、運動、たばこなど様々な分野における健康な行動を促すための環境整備の推進</li> </ul> </li> <li>○ライフステージごとの特有の健康づくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども、働き盛り世代、高齢期の各ライフステージの特性に応じた取組の推進</li> </ul> </li> </ul>
<p>策定のポイント</p>	<p>本県特有の健康課題に対応するための取組（たばこ、健（検）診、フレイル等）を、国の計画との整合を考慮しながら一層推進していく内容とする。</p> <p>また、個人の行動変容による健康状態の改善に引き続き取り組むとともに、「健康経営」、「データ・ICT技術の利活用」などの県民が健康づくりに取り組むための、社会環境の充実に関する内容を重点的に盛り込む。</p>
<p>スケジュール</p>	<p>令和5年 9月 ・第1回秋田県健康づくり審議会健康秋田21計画企画評価分科会                  10月 ・第1回秋田県健康づくり審議会                  12月 ・第2回秋田県健康づくり審議会健康秋田21計画企画評価分科会                  ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）</p> <p>令和6年 1月 ・パブリックコメントの実施                  2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）                  3月 ・第3回秋田県健康づくり審議会健康秋田21計画企画評価分科会、第2回秋田県健康づくり審議会                  ・計画策定</p>



健康福祉部所管の計画等について

課室名：健康づくり推進課

<p>名 称</p>	<p><b>第2期秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画</b>                  計画期間：令和6年度～17年度（12年間）                  根拠法令：歯科口腔保健の推進に関する法律、秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例</p>
<p>概 要</p>	<p><b>策定趣旨</b>                  歯科口腔保健の推進に関する法律及び秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、第1期秋田県歯と口腔の健康づくりに関する基本計画（平成26年度～令和5年度）における現状と課題を踏まえ、歯科保健対策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定する。</p>
	<p><b>基本理念 ・方針</b>                  ○対象を「乳幼児・学齢期」・「成人期」・「高齢期」及び「障害者・要介護者等」の4つのライフステージに分類                  ○県民が歯と口腔の健康づくりの重要性を深く理解し、生涯にわたって主体的に取り組む意識を醸成するための普及啓発                  ○県民が適切かつ効果的な歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な環境整備                  ○口腔保健支援センターの機能を活用した歯科保健従事者の人材育成と資質の向上</p>
	<p><b>主な施策 の構成案</b>                  ○乳幼児・学齢期                  ・う蝕予防に関する正しい知識の普及啓発と、フッ化物を活用したう蝕予防を受けることができる環境整備                  ○成人期                  ・歯周病予防に関する正しい知識の普及啓発と、定期的な歯科検診を受けることができる環境整備                  ○高齢期                  ・オーラルフレイル予防に関する正しい知識の普及啓発と、口腔機能を維持・向上させる取組を行うことができる環境整備                  ○障害者・要介護者等                  ・施設入所者やその家族及び施設職員等に対する歯科疾患の重症化予防や義歯の正しい使用方法等の普及啓発と、施設入所者が定期的な歯科検診を受けることができる環境整備</p>
<p>策定のポイント</p>	<p>国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（令和6年度～17年度）」の考え方や留意点、本県の実情を踏まえて策定する。</p>
<p>スケジュール</p>	<p>令和5年 9月 ・第1回秋田県健康づくり審議会歯科保健分科会                  11月 ・第2回秋田県健康づくり審議会歯科保健分科会                  12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）                  令和6年 1月 ・パブリックコメントの実施                  2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）                  3月 ・第3回秋田県健康づくり審議会歯科保健分科会                  ・計画策定</p>

健康福祉部所管の計画等について

課室名：健康づくり推進課

<p>名 称</p>	<p><b>第4期秋田県がん対策推進計画</b>                  計画期間：令和6年度～11年度（6年間）                  根拠法令：がん対策基本法</p>	
<p>概 要</p>	<p><b>策定趣旨</b></p>	<p>がん対策基本法に基づき、第3期秋田県がん対策推進計画における現状と課題を踏まえ、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定する。</p>
	<p><b>基本理念 ・方針</b></p>	<p>○県民の健康にとって大きな課題となっているがんの現状を踏まえ、多岐にわたる取組を総合的かつ計画的に実施                  ○がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施                  ○県、市町村、医療機関及び事業者等の連携と協力の下、患者を含むより多くの県民の参加によるそれぞれの役割に応じた主体的ながん対策の実施</p>
	<p><b>主な施策 の構成案</b></p>	<p>○がん予防                  ・1次予防：たばこ対策の推進、食生活、運動等生活習慣の改善                  ・2次予防：がん検診の受診促進</p> <p>○がん医療                  ・がん医療体制の充実等                  ・小児・AYA世代、高齢者のがん対策</p> <p>○がんと共生                  ・がんに関する相談支援・情報提供の充実                  ・がん患者等の社会問題への対応</p> <p>○がん対策を支える基盤の整備                  ・がんに関する専門的な人材の育成                  ・がん教育、がんに関する正しい知識の普及啓発</p>
<p><b>策定のポイント</b></p>	<p>国の「第4期がん対策推進基本計画（令和5年度～10年度）」及び「第8次秋田県医療保健福祉計画（令和6年度～11年度）」等との整合性を図るとともに、本県のがんを巡る現状や新たな課題等を踏まえた内容とする。</p>	
<p><b>スケジュール</b></p>	<p>令和5年 11月 ・第2回秋田県健康づくり審議会がん対策分科会                  12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）                  令和6年 1月 ・パブリックコメントの実施                  2月 ・第3回秋田県健康づくり審議会がん対策分科会                  ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）                  3月 ・計画策定</p>	

健康福祉部所管の計画等について

課室名：国保医療室

<p>名 称</p>	<p><b>第4期秋田県医療費適正化計画</b>                  計画期間：令和6年度～11年度（6年間）                  根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律 第9条</p>	
<p>概 要</p>	<p><b>策定趣旨</b></p>	<p>○県民の生活の質の維持と向上を確保しつつ、医療費の適正化を図るとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として策定する。</p>
	<p><b>基本理念 ・方針</b></p>	<p>○県民の生活の質を確保し、向上させるとともに、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指す。                  ○今後の人口構成の変化に対応するとともに、限りある地域の社会資源を効果的かつ効率的に活用し、医療費の適正化を図る。</p>
	<p><b>主な施策 の構成案</b></p>	<p>第1章 医療費を取り巻く現状と課題                  第2章 計画の目標と達成のための施策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>【主な数値目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民の健康保持の推進                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査の実施率</li> <li>・特定保健指導の実施率</li> <li>・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率</li> <li>・喫煙者の割合</li> <li>・がん検診受診率</li> </ul> </li> <li>○医療の効率的な提供の推進                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品の使用割合（数量ベース）</li> </ul> </li> </ul> </div> <p>第3章 計画の推進と評価</p>
<p><b>策定のポイント</b></p>	<p>○国が示す「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和5年7月）」を踏まえ、新たな取組目標を設定する。                  ○「秋田県国民健康保険運営方針」や「健康秋田21計画」等の関連計画と連携して取組を推進する。</p>	
<p><b>スケジュール</b></p>	<p>令和5年 1 1月 ・関係団体の意見聴取、保険者協議会での協議（素案）                  1 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメント、市町村への意見照会                  令和6年 1 1月 ・保険者協議会との協議（案）                  2 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）                  3 3月 ・計画策定</p>	

健康福祉部所管の計画等について

課室名：国保医療室

<b>名 称</b>		<b>第3期秋田県国民健康保険運営方針</b> 計画期間：令和6年度～11年度（6年間） 根拠法令：国民健康保険法 第82条の2
<b>概 要</b>	<b>策定趣旨</b>	本県の国民健康保険の安定的な財政運営と市町村の国民健康保険事業の広域的かつ効率的な運営の推進を図ることを目的として策定する。
	<b>基本理念 ・方針</b>	○国民健康保険に関する統一的な指針として、保険料水準の統一に向けた取組と医療費適正化の推進に資する取組を進める。
	<b>主な施策 の構成案</b>	第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 第2章 市町村における保険税の標準的な算定方法（保険料水準の統一を含む。） 第3章 市町村における保険税の徴収の適正な実施 第4章 市町村における保険給付の適正な実施 第5章 医療に要する費用の適正化の取組 第6章 市町村の国保事業運営の広域化及び効率化（事務の標準化を含む。） 第7章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携 第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等
<b>策定のポイント</b>		国の「都道府県国民健康保険運営方針策定要領（令和5年6月）」を踏まえ、市町村と協議の上、方針を策定する。 ○ 決算補填目的の一般会計からの法定外繰入を防止する措置を盛り込むとともに、期限を定めた保険料水準の統一の取組を進める。 ○ 「秋田県医療費適正化計画」や「健康秋田21計画」等の趣旨に鑑み、医療費適正化の取組や本県の特質課題を踏まえた関連施策等との連携に関する取組について定める。
<b>スケジュール</b>		令和5年11月 ・秋田県国民健康保険運営協議会との協議（素案） 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） ・パブリックコメント及び市町村への意見照会（法定手続）の実施 令和6年 1月 ・秋田県国民健康保険運営協議会への諮問（案） 2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（方針案） 3月 ・計画策定

健康福祉部所管の計画等について

課室名：保健・疾病対策課

<p>名 称</p>	<p><b>秋田県感染症予防計画</b>                  計画期間：令和6年度～11年度（6年間）                  根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p>															
<p>概 要</p>	<p><b>策定趣旨</b>                  感染症の予防及びまん延防止のための対策を講ずるにあたっては、感染症発生後の事後の対応だけでなく、本県の実情等を踏まえ、あらかじめ、平時から感染症対策に計画的に取り組むことが必要であることから、感染症対策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定する。</p>															
	<p><b>基本理念 ・方針</b>                  ○平時における医療機関等との協定締結などによる事前対応                  ○県民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策                  ○人権の尊重                  ○健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応</p>															
	<p><b>主な施策 の構成案</b></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>○<b>感染症対策全般に共通する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の発生予防及びまん延防止</li> <li>・ 感染症及び病原体等に関する情報の収集・調査</li> <li>・ 感染症にかかる医療提供体制の整備</li> <li>・ 感染症に関する啓発及び知識の普及 等</li> </ul> <p>○<b>結核対策に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結核の発生予防及びまん延防止</li> <li>・ 結核にかかる医療の提供</li> <li>・ 施設内感染の防止 等</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>○<b>新興感染症対策に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療提供体制の整備</li> <li>・ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上</li> <li>・ 患者移送のための体制整備</li> <li>・ 宿泊療養体制の整備</li> <li>・ 外出自粛対象者等の療養生活等の環境整備</li> <li>・ 関係機関等との連携・情報共有体制の整備</li> <li>・ 人材の養成及び資質の向上</li> <li>・ 保健所体制の強化 等</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>○<b>感染症対策全般に共通する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の発生予防及びまん延防止</li> <li>・ 感染症及び病原体等に関する情報の収集・調査</li> <li>・ 感染症にかかる医療提供体制の整備</li> <li>・ 感染症に関する啓発及び知識の普及 等</li> </ul> <p>○<b>結核対策に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結核の発生予防及びまん延防止</li> <li>・ 結核にかかる医療の提供</li> <li>・ 施設内感染の防止 等</li> </ul>	<p>○<b>新興感染症対策に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療提供体制の整備</li> <li>・ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上</li> <li>・ 患者移送のための体制整備</li> <li>・ 宿泊療養体制の整備</li> <li>・ 外出自粛対象者等の療養生活等の環境整備</li> <li>・ 関係機関等との連携・情報共有体制の整備</li> <li>・ 人材の養成及び資質の向上</li> <li>・ 保健所体制の強化 等</li> </ul>													
<p>○<b>感染症対策全般に共通する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の発生予防及びまん延防止</li> <li>・ 感染症及び病原体等に関する情報の収集・調査</li> <li>・ 感染症にかかる医療提供体制の整備</li> <li>・ 感染症に関する啓発及び知識の普及 等</li> </ul> <p>○<b>結核対策に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結核の発生予防及びまん延防止</li> <li>・ 結核にかかる医療の提供</li> <li>・ 施設内感染の防止 等</li> </ul>	<p>○<b>新興感染症対策に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療提供体制の整備</li> <li>・ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上</li> <li>・ 患者移送のための体制整備</li> <li>・ 宿泊療養体制の整備</li> <li>・ 外出自粛対象者等の療養生活等の環境整備</li> <li>・ 関係機関等との連携・情報共有体制の整備</li> <li>・ 人材の養成及び資質の向上</li> <li>・ 保健所体制の強化 等</li> </ul>															
<p><b>策定のポイント</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、平成19年度に策定した前計画を全面的に改訂し、新興感染症対策にかかる内容の充実を図るほか、新たに数値目標を設定する。</li> <li>・ 国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に基づくとともに、県内で新型コロナウイルス感染症対応に当たった関係者・関係団体の意見を幅広く聴取しながら作成する。</li> </ul>															
<p><b>スケジュール</b></p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和5年</td> <td style="width: 15%;">9月</td> <td>・ 第2回感染症対策分科会・新興感染症部会 合同会議（計画骨子案）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11月</td> <td>・ 第3回感染症対策分科会・新興感染症部会 合同会議（計画素案）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>・ 県議会福祉環境委員会への説明（計画素案）、パブリックコメントの実施</td> </tr> <tr> <td>令和6年</td> <td>2月</td> <td>・ 県議会福祉環境委員会への説明（計画案）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月</td> <td>・ 健康づくり審議会（計画案）、計画策定</td> </tr> </table>	令和5年	9月	・ 第2回感染症対策分科会・新興感染症部会 合同会議（計画骨子案）		11月	・ 第3回感染症対策分科会・新興感染症部会 合同会議（計画素案）		12月	・ 県議会福祉環境委員会への説明（計画素案）、パブリックコメントの実施	令和6年	2月	・ 県議会福祉環境委員会への説明（計画案）		3月	・ 健康づくり審議会（計画案）、計画策定
令和5年	9月	・ 第2回感染症対策分科会・新興感染症部会 合同会議（計画骨子案）														
	11月	・ 第3回感染症対策分科会・新興感染症部会 合同会議（計画素案）														
	12月	・ 県議会福祉環境委員会への説明（計画素案）、パブリックコメントの実施														
令和6年	2月	・ 県議会福祉環境委員会への説明（計画案）														
	3月	・ 健康づくり審議会（計画案）、計画策定														

健康福祉部所管の計画等について

課室名：医務薬事課

<p>名 称</p>	<p>秋田県医療保健福祉計画（第8次医療計画）                  計画期間：令和6年度～11年度（6年間）                  根拠法令：医療法</p>
<p>概 要</p>	<p><b>策定趣旨</b>                  医療法において、都道府県は、国の基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、医療計画を定める。</p>
	<p><b>基本理念・方針</b>                  ○各医療圏において、必要な医療機能を確保し、県民がいつでもどこでも安全で質の高い医療サービスを受けられる体制                  ○医療機能の適切な分化・連携による、地域全体で支える医療提供体制                  ○社会構造の変化に対応した保健・医療・介護・福祉の連携による切れ目のない体制                  ○医療の質の向上や効率化を図る観点から情報通信技術の活用や医療分野のデジタル化の推進</p>
	<p><b>主な施策の構成案</b>                  ○医療圏と基準病床数                  ○医療提供施設の整備                      ・地域の中核的病院の整備                      ・医療機能を考慮した医療提供施設の整備（二次医療圏で対応が困難な特殊な医療）                  ○医療に関する情報化                  ○医療安全対策                  ○5疾病・6事業及び在宅医療の医療体制                      ・5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・6事業（救急医療、災害医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急含む））及び在宅医療に関する主要な施策、数値目標、医療機関の機能と連携体制 等                  ○医療従事者の確保</p>
<p><b>策定のポイント</b></p>	<p>○将来の人口減少を考慮し、地域バランスのとれた医療提供体制を整備するため、二次医療圏を8から3とする。</p>
<p><b>スケジュール</b></p>	<p>令和5年 7月～11月 ・医療連携体制等検討会（5疾病6事業毎に開催）                  11月 ・秋田県医療審議会医療計画部会（計画素案の決定）                  12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画素案）                  令和6年 1月 ・パブリックコメントの実施、関係団体への意見聴取                  2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）                      ・秋田県医療審議会医療計画部会                  3月 ・秋田県医療審議会（計画案の諮問・答申）、計画策定</p>

健康福祉部所管の計画等について

課室名：医務薬事課

<b>名 称</b>		<b>秋田県外来医療計画</b> 計画期間：令和6年度～令和8年度（3年間） 根拠法令：医療法
<b>概 要</b>	<b>策定趣旨</b>	地域の外来医療機能の偏在・不足等に対応するため、外来医療提供体制の確保に関する事項を定める。
	<b>基本理念 ・方針</b>	○外来医療提供体制の確保 ○医療機能の効率的な活用 ○地域の外来医療提供体制の状況
	<b>主な施策 の構成案</b>	○外来医療提供体制の確保 ・外来医師偏在指標                      ・地域で不足している外来医療機能の分析、課題設定 ・医療機関のマッピングに関する情報など、開業等に当たって参考となる情報 ○医療機器の効率的な活用 ・医療機器（CT、MRI、PET、リニアック及びガンマナイフ、マンモグラフィ）の配置状況に関する情報 ・医療機器の保有状況に関する情報    ・医療圏毎の共同利用の方針    ・共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス ○地域の外来医療提供体制の状況 ・紹介受診重点医療機関
<b>策定のポイント</b>		身近な医療機能である外来医療機能の充実・強化を図る。
<b>スケジュール</b>		令和5年10月 ・秋田県医療審議会医療計画部会（計画素案の協議） 11月 ・秋田県医療審議会医療計画部会（計画素案の決定） 12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案） 令和6年 1月 ・パブリックコメントの実施、関係団体への意見聴取 2月 ・秋田県医療審議会医療計画部会（計画案の協議） ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案） 3月 ・秋田県医療審議会（計画案の諮問・答申） ・計画策定

健康福祉部所管の計画等について

課室名：医務薬事課

<p>名 称</p>	<p>秋田県循環器病対策推進計画                  計画期間：令和6年度～令和11年度（6年間）                  根拠法令：健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法</p>	
<p>概 要</p>	<p>策定趣旨</p>	<p>循環器病の予防や普及啓発、患者等に対する保健、医療、福祉サービス提供体制に関する事項を定める。</p>
	<p>基本理念 ・方針</p>	<p>○循環器病の予防や患者等に対する正しい知識の普及啓発                  ○保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実                  ○循環器病の研究推進</p>
	<p>主な施策 の構成案</p>	<p>○ 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発                  ・ライフステージに応じた生活習慣や社会環境改善                  ・多様な媒体による効果的な情報発信                  ○ 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実                  ・循環器病を予防する健診の普及                  ・救急搬送・救急医療体制の確保                  ・急性期から慢性期までの切れ目のない医療提供体制の構築                  ・多職種連携による循環器病対策、患者への支援</p> <p>○ 循環器病の研究推進                  ・公的な情報収集の枠組みの活用                  ・本県の特徴を踏まえた研究推進</p>
<p>策定のポイント</p>	<p>予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。</p>	
<p>スケジュール</p>	<p>令和5年 9月 ・第1回秋田県循環器病対策推進協議会（現状の確認と課題の抽出）                  10月 ・循環器予防、脳卒中、心疾患の各専門部会（分野ごとの計画素案の協議）                  11月 ・第2回秋田県循環器病対策推進協議会（計画素案の協議・決定）                  12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）                  令和6年 1月 ・パブリックコメントの実施                  2月 ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）                  3月 ・第3回秋田県循環器病対策推進協議会（計画案の協議・決定）                  ・計画策定</p>	



## 第3期中期目標の概要及び実績

### 第3期中期目標の主な項目及び内容

- 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上  
→ 質の高い医療の提供、医療に関する調査及び研究、医療連携の推進及び地域医療への貢献、災害時における医療救護
- 業務運営の改善及び効率化  
→ 効率的な運営体制の構築、病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成、収入の確保、費用の節減
- 財務内容の改善  
→ 業務運営の改善・効率化の推進による収支の改善
- その他業務運営  
→ 施設・設備、人事管理、就労環境の整備

### 取組実績

- 循環器・脳脊髄センターは、脳・循環器疾患の三次拠点病院として高度医療を提供したほか、新型コロナウイルス感染症対応を行った。リハビリテーション・精神医療センターは、精神科救急の全県拠点病院として、予防活動、急性期医療・回復期医療の充実を図った。
- 安定した医療の提供や経営基盤を確立するため、収入の確保や費用の節減を図り、令和2年度から令和4年度における経常損失は中期計画の枠内で推移している。
- 業務運営の改善及び効率化を進め、赤字幅の圧縮に努めたが、令和4年度末における繰越欠損金の残高は、26億2,225万円となっている。
- 循環器・脳脊髄センターは、既存病棟の大規模修繕を行うなど、脳・循環器疾患の包括的医療提供体制の整備を更に進めた。

## 今後の課題及び目指すべき方向

### 今後の課題

- 脳・循環器疾患の包括的な医療提供の更なる推進
- 三次医療機能及びリハビリテーション医療の充実、他の医療機関との役割分担や連携推進
- 病床利用率の向上やドック・検診受診者の拡大等による収入の確保
- 収支の改善、運営費交付金のあり方の検討や繰越欠損金の解消を目指した取組の推進

### 第4期中期目標の目指すべき方向性

- 医療機能の充実強化と医療連携の推進
  - 医療従事者の確保・育成による高度で専門的な医療の安定的かつ持続的な提供
  - 三次救急医療・精神科救急医療や回復期医療の機能強化、人口減少や高齢化の進行に対応した医療連携及び認知症医療の推進
  - 社会情勢の変化に対応した医療サービスの提供
- 効率的な業務運営、経営改革の推進
  - 病床利用率の向上、制度改正への適切な対応による収入の確保
  - 情報システムの活用等による業務運営の改善・効率化の取組を前提とした施設・設備整備、事業執行
  - 医業収入の確保による経常収支の改善

## 第4期中期目標の構成

### 第1 中期目標の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

### 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 質の高い医療の提供
  - ◇ 「健康寿命日本一」を目指すため、脳卒中・心血管・認知症発症予防について、高度な診断機器の活用や予防のための体制整備などによる予防効果の向上
  - ◇ 脳と循環器の高度な専門医療の包括的な提供、三次救急医療の拠点及び精神科救急の全県拠点病院としての機能充実やリハビリテーション医療の機能強化
  - ◇ 医師の働き方改革への対応
  - ◇ 医療従事者の計画的な確保と各種研修の活用等による育成
- 2 医療に関する調査及び研究
  - ◇ 県内の医療水準向上を目指したより先駆的な研究
- 3 医療連携の推進及び地域医療への貢献
  - ◇ 他の医療機関との役割分担やデジタル技術も活用した連携推進、県民への医療や健康に関する情報発信
- 4 災害及び新興感染症への対応
  - ◇ 円滑な医療救護活動の実施、新興感染症に備えた平時からの対応

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 効率的な運営体制の構築
  - ◇ 医療の安定的な提供と、効率的な運営体制の構築
- 2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成
- 3 収入の確保、費用の節減

### 第4 財務内容の改善に関する事項

業務内容の改善・効率化及び医業収入の確保による経常収支の改善

### 第5 その他業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備の整備に関する事項
  - ◇ 情報システムの活用、費用対効果、県民の医療需要などを総合的に勘案し、計画的に実施
- 2 人事に関する事項
  - ◇ 職員の適切な配置と業績・能力評価を的確に反映した人事管理
- 3 職員の就労環境の整備
  - ◇ ワークライフバランスや多様な勤務形態の導入による働きやすい環境の整備

健康福祉部所管の計画等について

課室名：医療人材対策室

<p>名 称</p>	<p>秋田県医師確保計画                  計画期間：令和6年度～8年度（3年間）                  根拠法令：医療法</p>	
<p>概 要</p>	<p>策定趣旨</p>	<p>医療法の規定により、国が算定した医師偏在指標に基づき、医師の増加及び二次医療圏間の医師偏在の是正に向けた医師確保の方針、確保すべき目標医師数、目標達成に向けた施策内容を定める。</p>
	<p>基本理念 ・方針</p>	<p>医療提供体制を確保するため、医師少数県から脱することを目標として、医師の増加と地域偏在の是正を図る。</p>
	<p>主な施策 の構成案</p>	<p>○県全体として取り組む施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手医師の地域循環型キャリアアップシステムの充実</li> <li>・医師の労働環境改善</li> <li>・将来の医療を支える裾野の拡大</li> <li>・県外からの医師確保</li> <li>・総合的な診療能力を有する医師の養成・確保</li> </ul> <p>○診療科別の医師確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産科</li> <li>・小児科</li> </ul> <p>○二次医療圏において取り組む施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県北医療圏</li> <li>・県央医療圏</li> <li>・県南医療圏</li> </ul>
<p>策定のポイント</p>	<p>・4月末に国が示した最新の偏在指標でも、本県の全国順位は41位と変わっておらず、医師の増加と地域偏在の是正に向けた施策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・国から示された医師確保計画策定ガイドラインに沿って、医師確保の方針や目標、目標を達成するための施策等を定める。</p>	
<p>スケジュール</p>	<p>令和5年 9月 ・第2回秋田県地域医療対策協議会医師確保計画策定部会                  11月 ・第3回秋田県地域医療対策協議会医師確保計画策定部会                  12月 ・県議会福祉環境委員会への説明（素案）、パブリックコメントの実施                  令和6年 1月 ・第4回秋田県地域医療対策協議会医師確保計画策定部会                  2月 ・第2回秋田県地域医療対策協議会                  ・県議会福祉環境委員会への説明（計画案）                  3月 ・計画策定</p>	

## 南部老人福祉総合エリア老人専用マンションの 用途廃止について

長寿社会課

### 1 老人専用マンションの概要

所在地：横手市大森町字菅生田245-34（南部エリア内）  
類型：有料老人ホーム（住宅型）  
開設：平成3年10月  
定員：24名（単身用：10部屋、夫婦用：7部屋）  
入居者：5名（令和5年9月1日現在）

### 2 これまでの検討経緯

- 平成22年、新行政改革大綱が策定され、県有社会福祉施設について、譲渡又は貸与に向けた検討を進めることとなった。
- 平成23年4月、南部エリアの養護老人ホーム及び軽費老人ホームを事業団に無償貸与。
- 平成28年、秋田県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画が策定され、民間等とサービスが競合すると認められる施設については、民間等への譲渡を実施するが、譲渡できない場合であったも建替えは実施しないこととなった。
- 平成29年6月、エリアの指定管理を担っている事業団と譲渡に向けた協議を開始。南部エリアの養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（無償貸与）、老人専用マンション（指定管理）を協議の対象としたが、譲渡には至らず。
- 令和2年5月から、県、事業団、横手市の3者で南部エリアの在り方（今後の対応）について協議。

### 3 今後の対応方針

次の理由により廃止する。

- 平成28年以降入居者が4～7人で推移し、現在は5人となっている。
- 平成3年から平成14年までは、県内に有料老人ホームが老人専用マンション1施設しかなく一定の需要があったが、現在は横手市内に17施設、県内に111施設あることから選択肢が増え、必要性が低下している。
- 建設から30年以上が経過し老朽化が進んでいることから、今後相応の修繕費が見込まれる。平成28年度以降は、指定管理料相応分の約2,500万円の費用を要している。
- 事業団・横手市は、譲渡を受けることは困難との意向を示している。

### 4 入居者への対応

- 令和4年10月、入居者に対して廃止を含めた検討を行っている旨説明。
- 入居者に対して立退料を支払うとともに、要望を聞き取りながら転居先を紹介するなど、丁寧に対応する。

### 5 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年度
  - ・9月～10月 入居者への説明・通知
  - ・11月～3月 立退料等予算要求
  - ・2月～3月 2月議会で関連条例改正
- 令和6年度
  - ・4月～3月 立退期間、施設利用検討
  - ・3月 用途廃止

# 南部老人福祉総合エリア 「老人専用マンション（有料老人ホーム）」の 用途廃止について

- 1 高齢者施設をめぐる社会情勢等の変化
- 2 各エリアの主な施設の整備状況
- 3 エリアの在り方について
- 4 各エリアの主な県有施設の耐用年数
- 5 南部エリアの主な施設の現状と今後の対応方針案
- 6 老人専用マンションの用途廃止について

# 1 高齢者施設をめぐる社会情勢等の変化

## エリア構想-建設当時（1985(S60)年～）

- ① 秋田県の高齢化率（1985(S60)年）は12.6%（全国平均：10.3%）。
- ② 「老人福祉総合エリア（以下「エリア」）」は、**高齢者福祉関連各種施設を集約的に整備**することで総合的・複合的なサービス提供の拠点とするため、県内3か所（横手市、秋田市、大館市）に建設された。
- ③ 南部エリアの「老人専用マンション」は、“**ハイグレードな居住性**”を持つ“**健康型**”の施設を基本コンセプトとして開設された（2017(H29)年に住宅型に変更。）。
- ④ 1991(H3)年から2002(H14)年まで、秋田県の有料老人ホームは南部エリアの「**老人専用マンション**」のみ。
- ⑤ 1990(H2)年10月1日現在の全国の有料老人ホーム数は**173施設**。
- ⑥ 3か所のエリアの運営は、秋田県社会福祉事業団（以下「事業団」）に委託。

## 現在（2023(R5)年）

- ① 秋田県の高齢化率（2022(R4)年）は38.6%（全国平均：29%）、2040(R22)年には47.5%に達する見込み。
- ② 団塊の世代が75歳以上となる2025(R7)年を目途に、**可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける**ことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域社会（**地域包括ケアシステム**）の推進が求められている。
- ③ 有料老人ホームには介護を要する方が入居することが多く、介護付き又は併設する居宅介護サービス事業所のサービスを受ける場合が多い。
- ④ 有料老人ホームは営利法人を中心に運営されており、県全体では2023(R5)年4月1日現在、**111施設**。
- ⑤ 2021(R3)年10月1日現在の全国の有料老人ホーム数は**16,724施設**。
- ⑥ 南部エリアの養護老人ホーム及び軽費老人ホームは2011(H23)年から事業団に無償貸与、その他は2006(H18)年から事業団が指定管理。

## 2 各エリアの主な施設の整備状況

南部エリア			中央地区エリア			北部エリア		
開設年度	1988(S63)～ 1991(H3)		開設年度	1997(H9)		開設年度	1998(H10)～ 1999(H11)	
施設名	整備 主体	開設年度	施設名	整備 主体	開設年度	施設名	整備 主体	開設年度
コミュニティセンター 屋内運動広場 屋内温水プール 大浴場 宿泊室 会議室	県	1988(S63)～ 1989(H1)	コミュニティセンター 屋内運動広場 屋内温水プール 大浴場 宿泊室 会議室	県	1997(H9)  (2022(R4)～ 2025(R7) プール改修)	コミュニティセンター 屋内運動広場 温室 大浴場 宿泊室 会議室	県	1999(H11)
サプライ・ エネルギーセンター	県	1988(S63)	医療機関	県	2016(H28) 整備中止	特別養護老人 ホーム	大館市	1998(H10)
養護老人ホーム	県	1988(S63)	老人専用マンション	県	2016(H28) 整備中止	ケアハウス(Ⅰ期)	大館市	1998(H10)
軽費老人ホーム	県	1990(H2)	特別養護老人 ホーム	秋田市	1997(H9)	ふれあいセンター	大館市	1999(H11)
老人専用マンション	県	1991(H3)	ケアハウス(Ⅰ期)	秋田市	1997(H9)	医療機関	大館市	2016(H28) 整備中止
特別養護老人 ホーム	横手市	1983(S58)、 1988(S63)	ふれあいセンター	秋田市	1997(H9)	老人保健施設	大館市	2016(H28) 整備中止
ふれあいセンター	横手市	1990(H2)	地域密着型特別 養護老人ホーム	秋田市	2021(R3) 追加整備	ケアハウス(Ⅱ期)	大館市	2016(H28) 整備中止
			老人保健施設	秋田市	2019(R1) 整備中止	ケア付き住宅	大館市	2016(H28) 整備中止
			ケアハウス(Ⅱ期)	秋田市	2019(R1) 整備中止			

※南部エリアは計画どおり整備されたが、中央地区・北部エリアは、~~20~~会情勢の変化等により一部の整備を中止した。

### 3 エリアの在り方について

#### 新行政改革大綱（第4期行財政改革推進プログラム）

- 県有社会福祉施設について、障害者自立支援制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、県の役割を見直し、自立した運営形態への転換を進めるため、地元市町村や民間と協議を行い、譲渡又は貸与に向けた検討を進める。

【2010(H22)年3月】

#### 秋田県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画

- 民間サービスへの代替性の高い施設を中心に、民間等への譲渡を実施するが、原則これまでと同様の事業を継続する。
- 特に民間等とサービスが競合すると認められる施設については、民間等への譲渡を実施するが、譲渡できない場合であっても建替えを実施しない。

【2016(H28)年12月5日 公共施設等総合管理計画推進本部】



#### 事業団・横手市との協議等の経緯

- 2011(H23)年4月、南部エリアの養護老人ホーム及び軽費老人ホームを事業団に無償貸与。
- 2017(H29)年6月、3か所のエリアの指定管理を担っている事業団と譲渡に向けた協議を開始。
- 南部エリアの養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（無償貸与）、老人専用マンション（指定管理）を協議の対象としたが、譲渡には至らず。
- 2020(R2)年5月から、県、事業団、横手市の3者で南部エリアの在り方（今後の対応）について協議。

※社会福祉事業団 … 地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする団体



## 4 各エリアの主な県有施設の耐用年数

### ●南部エリア

施設名	開設年度	耐用年数	耐用年数到来	管理	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2040	2050
コミュニティセンター	1988(S63)～ 1989(H1)	50年	⑥2039 (R21)	事業団 【指定管理】		→						
サブライ・エネルギーセンター	1988(S63)	50年	④2038 (R20)	事業団 【指定管理】		→						
養護老人ホーム	1988(S63)	47年	①2035 (R17)	事業団 【無償貸与】		→						
軽費老人ホーム	1990(H2)	47年	③2037 (R19)	事業団 【無償貸与】		→						
老人専用マンション	1991(H3)	47年	④2038 (R20)	事業団 【指定管理】		→						
(参考) 特養白寿園	1983(S58)、 1988(S63)	47年	①2035 (R17)	横手市 【直営】		→						

### ●北部エリア

施設名	開設年度	耐用年数	耐用年数到来	管理	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2040	2050
コミュニティセンター	1999(H11)	50年	⑧2049 (R31)	事業団 【指定管理】			→					

### ●中央地区エリア

施設名	開設年度	耐用年数	耐用年数到来	管理	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2040	2050
コミュニティセンター	1997(H9)	50年	⑦2047 (R29)	事業団 【指定管理】		→					→	
屋内温水プール	1997(H9)	60年※2	⑨2057 (R39)	事業団 【指定管理】		→						

※1 耐用年数到来の番号は到来順（複数の施設がある場合は最長のもの）の番号 22

※2 2022(R4)～2025(R7)年で屋内温水プール屋根等改修工事を実施。長寿命化債を活用し、耐用年数が10年延長（50年から60年）



## 5 南部エリアの主な施設の現状と今後の対応方針案

### 南部エリアの固有の問題

- サプライ・エネルギーセンターは、南部エリア内の施設に電気、水（湯）、暖房用熱源等を供給しており、中央監視装置により換気を含めて集中制御している。また、給食の供給やリネンの洗濯等も担っているため、各施設を分離して個別運営することができない。

施設名	現状	3者の協議結果	今後の対応方針
コミュニティセンター サプライ・エネルギーセンター 【指定管理：事業団】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和4年度の利用者数は38,812人。</li> <li>● 利用者は減少傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業団・横手市は譲渡受入不可。</li> <li>● 民間（事業団以外）への譲渡は、施設管理、採算面から現実的ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定管理を継続。</li> <li>● ただし、指定管理継続のためには、詳細な検討が必要。</li> </ul>
養護老人ホーム 【無償貸与：事業団】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定員50名、令和5年3月31日現在の入所者は44名。</li> <li>● 健康な方が暮らす前提の施設構造となっており、バリアフリーではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業団・横手市は譲渡受入不可。</li> <li>● 民間（事業団以外）への譲渡は、施設管理面から現実的ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無償貸与を継続。</li> <li>● ただし、2031(R13)年以降（無償貸与の区切り年）については、ニーズを踏まえて在り方を検討。</li> </ul>
軽費老人ホーム 【無償貸与：事業団】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定員50名（内特定施設入居者生活介護30人）、令和5年3月31日現在の入所者は47名。</li> <li>● 健康な方が暮らす前提の施設構造となっており、バリアフリーではない。</li> </ul>		
老人専用マンション 【指定管理：事業団】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定員24名、平成28年以降、入居者が1桁台となっており令和5年3月31日現在の入居者は5名。</li> <li>● 2階の居室（8部屋）はバリアフリー改修済。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業団・横手市は譲渡受入不可。</li> <li>● 民間（事業団以外）への譲渡は、施設管理、採算面から現実的ではない。</li> <li>● 入居者が極端に少ない状況が続く場合、施設運営を継続するべきでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当初の役割を終えたと考えられ、現入居者に配慮しつつ、<b>廃止を検討</b>。</li> </ul>
特養白寿園 【横手市：直営】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定員120名。</li> <li>● 令和5年3月31日現在の入居者は109名。</li> </ul>	-	-

## 6 老人専用マンションの用途廃止について

### ①用途廃止理由

- 2016(H28)年以降入居者が4～7人で推移し、2023(R5)年9月1日現在は5人となっている。
- 1991(H3)年から2002(H14)年までは、県内に有料老人ホームが老人専用マンション1施設しかなく一定の需要があったが、現在は横手市内に17施設、県内には111施設あることから選択肢が増え、必要性が低下している。
- 建設から30年以上が経過し老朽化が進んでいることから、今後相応の修繕費が見込まれる。
- 2016(H28)年度以降は、指定管理料相応分の約2,500万円の費用を要している。
- 事業団・横手市は、譲渡を受けることは困難との意向を示している。

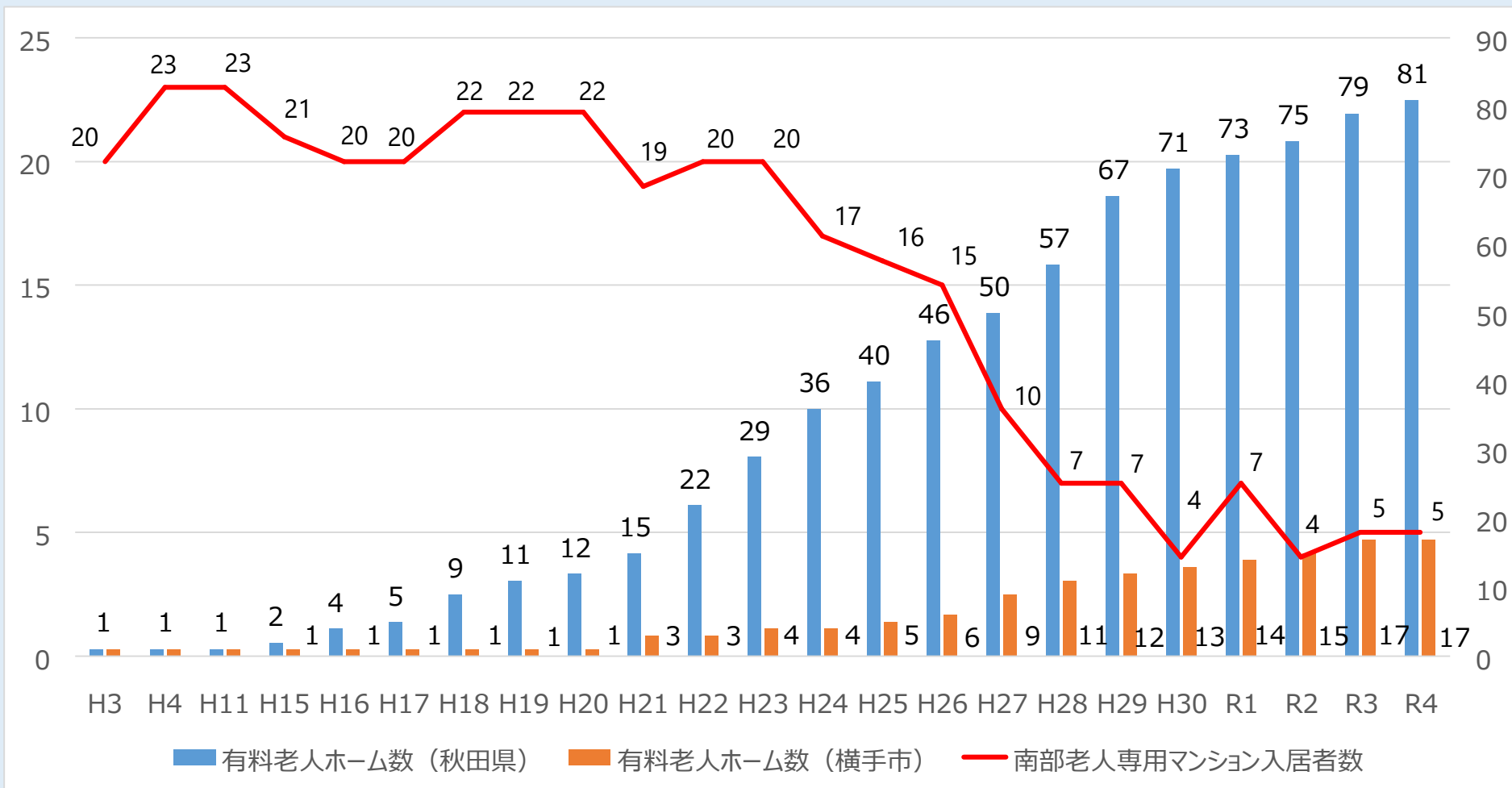
### ②入居者への対応

- 2022(R4)年10月、入居者に対して廃止を含めた検討を行っている旨を説明。
- 入居者に対して、立退料を支払うとともに、要望を聞き取りながら転居先を紹介するなど、丁寧に対応する。

### ③検討すべき事項

- 立退料及び留意する事項について、顧問弁護士から確認する。
- 用途廃止後の建物の利活用について、専門家等から意見を求める

#### ④県内の有料老人ホーム数と老人専用マンションの入居者の推移



- 南部エリアの老人専用マンションが完成した1991(H3)年から2002(H14)年まで、県内の有料老人ホームは同マンションのみだったが、2003(H15)年以降に開設が加速し、2022(R4)年現在、県内には81（秋田市の30施設を除く）、横手市内には17の有料老人ホームがある。

● 出典：長寿社会課 有料老人ホーム一覧

## ⑤スケジュール

実施内容／年月	2023(R5)年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入居者説明・通知						説明会・通知						
R6年度予算要求（立退料、施設利用検討）								予算要求				
南部エリア・基金条例改正										2月議会		
実施内容／年月	2024(R6)年度											
立退期間	立退期間											
施設利用検討	施設利用検討											
実施内容／年月	2025(R7)年度											
指定管理者募集・決定			2026(R8)年度指定管理者募集・決定、予算要求									